

## 秋田県高等学校強化拠点校の指定等に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、中学校から高等学校への一貫指導体制の確立から、ジュニア選手の競技力向上を図り、国民体育大会や全国高等学校総合体育大会等の全国規模の競技会において上位入賞（ベスト4以上）を果たすため、その拠点となる高等学校強化拠点校（以下「強化拠点校」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （指定）

第2条 強化拠点校は、第5条の規定により選定された候補校の中から、秋田県（以下「県」という。）、秋田県教育委員会（以下「県教委」という。）及び公益財団法人秋田県体育協会（以下「県体協」という。）が指定する。

2 指定は、指定証を交付して行う。

3 指定期間は、原則として3年間とする。

### （公募）

第3条 強化拠点校を指定するときは、指定を受けようとする高等学校を公募するものとする。

### （指定の申請）

第4条 強化拠点校の指定を受けようとする高等学校は、県体協加盟競技団体（以下「競技団体」という。）の推薦を受けた上で、別に定める申請書に関係書類を添えて申請しなければならない。

### （候補校の選定）

第5条 強化拠点校の候補校は、秋田県高等学校強化拠点校の指定に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし適当と認める高等学校を選定するものとする。

- (1) 過去5年間の全国大会で複数年度にわたり8位以上の成績を収める等の優れた競技実績があること。
- (2) 全国規模の競技会においてベスト4以上を目指す、意欲と強化計画があること。
- (3) 指導者の指導実績及び資質が優れていること。
- (4) 中央競技団体が指定する選手等の優秀な選手が在籍すること。
- (5) 中学生強化選手等の優秀な選手確保に取り組んでいること。
- (6) 選手の指導に複数の教員を配置するなど、学校を挙げての指導体制が整っていること。
- (7) 中学生強化選手や他の高等学校選手等と合同練習ができる施設の確保が可能であるなど練習環境が整っていること。
- (8) 競技団体と連携した一貫指導体制の確立に取り組むこと。
- (9) その他選定委員会が定めること。

2 選定委員会は、候補校の選定に当たり、強化拠点校の指定を受けようとする高等学校、競技団体等の関係者からヒアリングすることができるものとする。

3 選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(候補校の報告)

第6条 選定委員会は、選定した候補校を秋田県競技力向上連絡協議会に報告するものとする。

(支援)

第7条 県は、強化拠点校に対して、競技特性や強化事業計画等を考慮し、選手強化対策補助事業として競技団体を通じ、予算の範囲内で助成する。

2 県、県教委及び県体協は、強化拠点校に対して、競技力向上に資する対策に応じて、支援できるものとする。

3 第1項の助成に関し必要な事項は、別に定める。

(計画書及び報告書の提出)

第8条 高等学校長は、競技団体と協議した上で、前条の支援に係る強化事業の計画書を作成しなければならない。

2 高等学校長は、前項の計画書に基づき実施した事業の報告書を作成し、競技団体の確認を受けなければならない。

3 前二項の計画書及び報告書は、別途通知する期日までに、競技団体が県体協を経由し、県に提出しなければならない。

(指定の解除)

第9条 強化拠点校が次のいずれかに該当した場合は、その指定を解除することができるものとする。

(1) 部員数の減少等、特別な事情が生じた場合

(2) 部員又は指導者に、社会規範に著しく反する行為があった場合

(庶務)

第10条 強化拠点校の指定等に関する庶務は、県体協が行う。

(関係団体及び県民への周知)

第11条 県、県教委及び県体協は、強化拠点校に関し、関係団体及び県民に広く周知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、強化拠点校の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年10月29日から施行する。